




三木市記者発表資料 (令和6年1月30日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 建築住宅課	課長 武内一也 (内線 2270)	指導係	0794-82-2000 (内線 2259)

<b>タイトル</b>
<b>「マンション管理計画認定制度」の運用を開始</b>
<b>本件のポイント</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三木市マンション管理適正化推進計画」を策定</li> <li>・計画の策定により「マンション管理計画認定制度」の運用を開始</li> <li>・管理計画の認定を受けることにより、適正に管理されたマンションであると市場において評価されることが期待される。</li> </ul>
<b>説明文</b>
<p><b>1 「三木市マンション管理適正化推進計画」の策定</b></p> <p>「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの管理水準の維持向上を図り、管理の適正化を推進することを目的に、「三木市マンション管理適正化推進計画」を令和6年1月1日に策定しました。この計画に基づき、「マンション管理計画認定制度」を開始します。</p> <p><b>2 認定制度の概要</b></p> <p>マンションの管理計画認定については、マンション管理組合が三木市の認定基準に適合するよう管理規約や長期修繕計画等を見直し、三木市に認定申請を行う必要があります。三木市は申請された内容を審査し、認定基準を満たしていれば適正に管理されたマンションとして認定を行います。</p> <p><b>3 認定制度のメリット</b></p> <p>管理計画の認定を受けたマンションについては、一定の基準を満たし適正に管理されたマンションとして市場において評価されることが期待されます。</p> <p><b>4 認定制度の対象</b></p> <p>分譲マンションの管理組合</p> <p><b>5 認定申請の受付開始日</b></p> <p>令和6年1月1日から（申請については任意）</p> <p><b>6 ホームページ</b>      <a href="https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/40/64386.html">https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/40/64386.html</a></p>

<p><b>本案件は次のSDGs目標に関連します。</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任つかう責任</p> </div> </div>